



(4) 類似事業の有無

- ・ 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,351	夜間定時制高等学校の学校給食費の補助
合計	2,351	

**決定額の考え方**

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律

第3条 夜間課程を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において  
夜間学校給食が実施されるように努めなければならない。

- ・ 第3次岐阜県教育ビジョン

基本方針3 未来を切り拓くための基礎となる力を育む教育の推進  
目標17 健康教育・食育の推進

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	夜間定時制高等学校給食費補助金
補助事業者（団体）	高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒 （理由）夜食費の補助であるため、生徒本人が妥当。
補助事業の概要	（目的）勤労青少年の高等学校の夜間定時制課程等への修学を促進し、教育の機会均等を保証する。 （内容）高等学校の夜間定時制課程等に在学する有職生徒を対象として、定時制高等学校夜食費補助事業を行う。
補助率・補助単価等	<b>定額</b> ・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）1食あたり82円を上限として補助する。 （理由）県学校給食会が定める基本物資（米・牛乳）（米100gに換算）R1単価82円を上限に適用。
補助効果	有職生徒の食費補助として、健全な発達の支援等。
終期の設定	終期 令和4年度 （理由）終期の定めがないため、事業を点検する。

### （事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

勤労青少年教育の重要性をかんがみ、夜間学校給食の普及と有職生徒の健全な発育・発達を図るように努め、併せて国民の食生活改善に寄与する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 補助対象者見込み数	0人	159人	159人

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	2,051千円	2,068千円	2,166千円	(予算額) 2,662千円	(要求額) 2,351千円
指標①目標	144人	146人	153人	178人	159人
指標①実績	188人	176人	178人	(推計値) 178人	(推計値) 159人
指標①達成率	130.5%	120.5%	116.3%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

### （前年度の成果）

夜間学校給食を実施し、有職生徒の健全な心身の発育・発達と高等学校における食育の推進を図ることができた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

経済的に修学が困難な生徒が増加傾向にあることや米・牛乳の単価が今後も上がっていくことが予想されるため、補助金額の見直しが必要である。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い      △：必要性が低い

(評価)

○

学校給食は設置者である県が実施しなければならないことであり、有職生徒への夜間学校給食費の補助は修学の支援として必要性が高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

定時制通信制課程における在籍生徒数は、ここ数年やや減少傾向であり、そのうち家庭の経済事情等による有職生徒で補助を受けている生徒は、全体の2割程度である。勤労青少年の健全な発育・発達と食育の推進を図ることに寄与している。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている      △：向上の余地がある

(評価)

○

岐阜県高等学校定時制・通信制教育振興奨励費補助事業の手引きに従い、適正に取り扱われている。

(事業の見直し検討)

・事業評価から、引き続き事業の継続が必要である。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)